

内部統制について

内部統制システム確立の状況

当金庫は、2006年5月開催の理事会において、労働金庫法施行規則第19条に掲げる「業務の適正を確保するための体制」いわゆる内部統制システム確立の決議を行い、理事会特別委員会である内部統制委員会において点検および確認を行っております。2015年4月開催の理事会にて、2014年度の達成状況を以下のとおり確認いたしました。今後も、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

● 内部統制システムの決議内容と内部統制委員会が点検・確認した事項

業務の適正を確保するための体制 (労働金庫法施行規則第19条)	東海労働金庫の体制(決議内容)	決議事項に対する点検・確認事項
<p>1</p> <p>理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (法第38条第5項第5号)</p>	<p>理事会は、法第38条に定める事項に加え、当金庫として決議する必要のある事項、常勤役員等から報告を受ける事項を定めた理事会規程を設け、法第38条第5項第5号が求める体制を整備している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会は理事会として意思決定する議案の他、常務会が意思決定し、執行した案件について個別または一括で報告を受け、その内容につき法令及び定款に違反なきことを確認し、常勤の理事・非常勤理事を(相互に)監督している。 2. 非常勤理事は、理事会時に金庫の重要な規程を机上に置き、法令及び定款と照合するほか、委員会審議により日常の執行状況を監督している。 3. 意見形成に係る提案・報告とも常勤の理事が行っている。
<p>2</p> <p>理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<p>理事の職務の執行状況を事後的に確認するため、稟議書・常務会議事録等は庫内LAN(Notes)により、規程類は文書管理システム(新RUNASY)及び業態統一規程管理システムにて閲覧可能としている。</p> <p>これら規程類については今後も必要な整備・見直しを怠らないよう(理事会が)監督する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常勤の理事の職務執行状況は理事会で一般経過報告若しくは個別報告として報告している。 2. 金庫の規定体系上重要と位置付けている「規程」は理事会で承認している。 3. 稟議決裁内容は常勤役員が確認している。稟議書はグループウェア上(Notes)で保存しており、いつでも確認できる。 4. 実質的な執行・意思決定機関である常務会の議事録は発言者・内容を明記し、記名・押印している。
<p>3</p> <p>損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>当金庫はリスク管理に関する規程を整備し、ALM委員会(下部組織に金利設定部会・資金運用部会)、コンプライアンス委員会、オペレーショナルリスク委員会(下部組織に事務リスク管理部会・情報安全管理部会・新商品検討部会)においてカテゴリー毎に管理している。これらの検討状況(議事録)は庫内LAN(Notes)で確認できる仕組みとなっている。今後、これらについても、適時・適切な報告を常勤部に求めるなどにより監視する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. リスク管理方針・リスクリミットは理事会自らが決定すべき事項であり、理事会で承認している。 2. 計量可能なリスクによる統合リスク管理に加えて、計量化できない定性的なリスクを合わせた統合的リスク管理として、ALM委員会およびオペレーショナルリスク委員会において管理している。 3. 内部統制担当役員は本部方針の徹底や内部監査部門の臨店監査時における監査意見交換会への参加を通じ、営業店実態の把握に努め、改善すべき事項について意見交換している。 4. 苦情・トラブル、事務ミスについてはMAJIQにより報告されている。平成27年1月の金融検査において、MAJIQ登録の不足を指摘された。営業店の実態を踏まえ、改善を図る予定。 5. アール・ワンシステムの有効活用による、事務の効率化・堅硬化によりコスト削減を図る業態統一の事務改革計画が策定された。金庫としての事務改革計画を理事会に報告する予定。
<p>4</p> <p>理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>常勤の理事の職務執行を効率的に行うため、当金庫は常勤理事職務権限規程をはじめ職務権限及び業務分掌に関する規程類を設けている。規程類の改廃については、(理事会議案以外であっても)必要に応じ説明を求めるなど、(理事会は)監視に努める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事長を除く常勤の理事は各部を所管して効率運営に関与し、執行役員は常務会決定事項の徹底や常務会審議事項の共有化等を狙いとした部長会を開催している。本部各部は所管業務を執行するほか、関連部署との連携も行っている。職務権限規程に基づき権限要綱に各種権限は明記されている。 2. 常勤理事の担当部門決定に際しては利益相反を考慮して配置している。担当役員制は(相互)監督の観点からも有効と評価している。 3. 本部各部は所管する業務を適正に執行している。 4. 内部統制の観点から営業店事務処理堅硬化を進めるため、営業店の後方業務を集中化し、その業務を金庫子会社に委託している。 5. 常勤理事の職務執行の補佐としての役割を担いより円滑な業務運営と牽制機能の強化に資することを目的に2名の執行役員を選任した。引き続き継続する予定である。



業務の適正を確保するための体制 (労働金庫法施行規則第19条)

5

職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

東海労働金庫の体制(決議内容)

金庫は本部各部の業務を定める規程・要綱を金庫定款に基づき定めている。
職務執行に際して、法令等の検討が必要なものにはリーガルチェックを行っている。
内部監査において職員の職務執行が法令・定款に適合しているかを点検している。

決議事項に対する点検・確認事項

1. 管理・監督職の個別権限を定款に即して定め管理している。
2. 新商品に係るものは検討部会で審議するほか、チラシ等もリーガルチェックを受けている。
3. 常勤の理事の職務執行を通して間接あるいは直接確認している。
4. 常勤役員は、内部監査部門から営業店監査及び本部監査の状況について毎月報告を受け、法令及び定款違反がないことを確認している。理事会は内部監査の報告を受け、内部統制の状況を自ら確認している。課題については次年度監査方針に活かしている。

6

監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事の職務を補助すべき職員として監事会事務局担当を置いている。事務局担当以外にも、監事からの求めに応じて本部各部から必要な都度、人員を派遣しており、今後も同様の措置を講じる。

1. 組織機構上も監事会事務局を明記し、事務局担当者1名を配置している。

7

前号の職員の理事からの独立性に関する事項

前号の監事会事務局担当職員の独立性を確保するため、当該職員の任命・異動等人事権に係る事項の決定には常勤監事に事前に同意を得ており、今後もこの扱いを継続する。

1. 異動については常勤監事の同意を得て行うこととしている。人事考課は常勤監事に依頼している。監事会事務局職員は、諸会議に出席できることとしているが、陪席者としての立場で、業務ラインからの独立性は担保している。

8

理事及び職員が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

日常の業務執行を決定する常務会、その他重要な諸会議には必要に応じて常勤監事が出席し、意見を述べる体制を確保している。

1. 常勤監事は法令等により出席義務ある理事会・常務会等の会議体は勿論、金庫主要会議に必要に応じて出席し、意見を述べている。
2. グループウェア上で管理している稟議書等は、回覧順を指定して回付し承認を求め、回覧に指定されていない役員には、確認・追認を自動的に求める仕組みとしている。また、事故報告・苦情トラブルは事務品質管理システム(MAJIQ)で管理しており、常勤監事も確認できる仕組みとしている。

9

その他、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事の監査が実効的に行われるためには内部監査部門との連携が必要である。監事会事務局は現在、必要に応じ監査連絡会議を召集しており、今後も同会議への参画も含め継続して積極的な協力体制を維持する。

1. 日常的に常勤監事・監査部長間での話し合いがなされている。要請があれば、連携はいつでも可能となるよう講じている。
2. 監査資料及び監事が必要とする資料は請求によりいつでも提出できる。
3. 監事監査所見で指摘された事項は、常務会で協議し、対応方法を毎年、理事会で確認している。

10

当該金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

子会社は現在、(株)東海労働金サービス1社である。子会社の取締役・監査役は当金庫の役員が担当し、適切に監視している。
また、子会社の決算内容及び子会社との連結決算は金庫理事会でも報告することとしている。

1. 常勤となる代表取締役1名、取締役3名以外の取締役は金庫役員若しくは部長が就任し、取締役相互の監視を行っている。監査役には常勤役員が就任し、取締役及び取締役会を監視している。2015年5月の会社法改正施行に合わせて必要な対応を行っている。
2. 必要に応じ常務会に報告している。
3. 親会社監査部は同社を監査対象とし、同社の同意を得て監査を行っている。監査結果は同社監査役に報告され、同社取締役会でも報告されることとしている。
4. 例年4月または5月開催の理事会にて同社決算内容が代表取締役から報告され、報告後、連結決算報告を行い、業務の適正性を確認している。